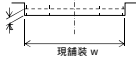
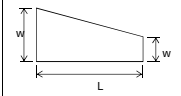
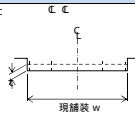
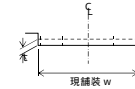
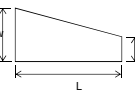
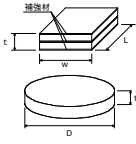
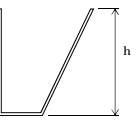


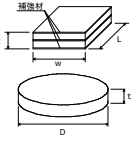
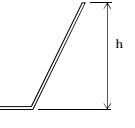
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和元年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10)			
3	2	6	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。測定方法は自動横断測定法によることができる。		
						幅 w	-25				
			16		舗装打換え工	幅 w	-50		各層毎1ヶ所/1施工箇所		
				路盤工	延長L	-100					
					厚さt	該当工種					
				舗設工	幅 w	-25					
					延長L	-100					
					厚さt	該当工種					

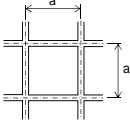
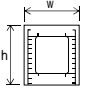
新(令和2年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)	測定値の平均(X)				
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。測定方法は自動横断測定法によることができる。			
						幅 w	-25					
				2	路面切削工(面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚さ t (標準較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。			諸基準類の改定に伴う追加
				幅 w	-25							
			16		舗装打換え工	幅 w	-50		各層毎1ヶ所/1施工箇所			
				路盤工	延長L	-100						
					厚さt	該当工種						
				舗設工	幅 w	-25						
					延長L	-100						
					厚さt	該当工種						

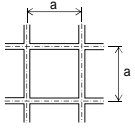
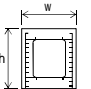
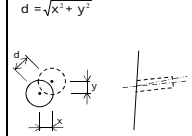
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和元年10月版)																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
3	2	12	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承 工)	幅 w 径 D さ し 直	w,L,D 500	0 ~ + 5	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ (t)の最大相対誤差。								
							500 < w,L,D 1,500mm	0 ~ + 1%									
							1500 < w,L,D	0 ~ + 15									
							t 20mm	± 0.5									
							20 < t 160	± 2.5%									
							160 < t	± 4									
						平面度	w,L,D 1000mm	1									
							1000mm < w,L,D	(w,L,D) / 1000									
						3						刃口金物製作工	刃口高さ h(m)	± 2..... h 0.5	図面の寸法表示箇所にて測定。		
														± 3..... 0.5 < h 1.0			
														± 4..... 1.0 < h 2.0			
												外周長 L(m)	± (10+L/10)				
4					仮設材製作工	部 材	部材長 (m)	± 3..... 10 ± 4..... > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。								

新(令和2年10月版)																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由						
3	2	12	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承 工)	幅 w 径 D さ し 直	w,L,D 500	0 ~ + 5	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ (t)の最大相対誤差。								
							500 < w,L,D 1,500mm	0 ~ + 1%									
							1500 < w,L,D	0 ~ + 15									
							t 20mm	± 0.5									
							20 < t 160	± 2.5%									
							160 < t	± 4									
						相対誤差	w , L , D 1000mm	1									
							1000mm < w , L , D	(w,L,D) / 1000									
						3						刃口金物製作工	刃口高さ h(m)	± 2..... h 0.5	図面の寸法表示箇所にて測定。		
														± 3..... 0.5 < h 1.0			
														± 4..... 1.0 < h 2.0			
												外周長 L(m)	± (10+L/10)				
2	12	1	4		仮設材製作工	部 材	部材長 (m)	± 3..... 10 ± 4..... > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。								

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和元年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長	< 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		曲線部は設計図書による	
							10m	-200				
						幅 w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						高さ h	-30					
						枠中心間隔 a	±100					
						延長 L	-200					
				2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	< 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							10m	-200				
						延長 L	-200	1施工箇所毎				
						6	アンカー工	削孔深さ			設計値以上	全数
配置誤差 d	100											
せん孔方向	±2.5度											

新(令和2年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由		
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長	< 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		曲線部は設計図書による	諸基準類の改定に伴う追加	
							10m	-200					
						幅 w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。					
						高さ h	-30						
						枠中心間隔 a	±100						
						延長 L	-200						
				2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	< 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
							10m	-200					
						延長 L	-200	1施工箇所毎					
						6	アンカー工	削孔深さ			設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
配置誤差 d	100												
せん孔方向	±2.5度												

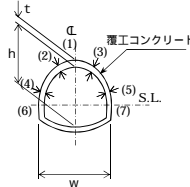
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第10編 道路編

旧(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
4	橋梁	上部	5	10	工場製作工 共通	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	± 5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時にオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。					
							可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上						
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				± 5	鋼橋	4 + 0.5 × (B - 2)
								橋軸方向						
							橋軸直角方向	5						
							可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差					温度変化に伴う 移動量計算値 1/2の以上		
							可動支承の移動量 注3)							
						支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	± 5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時にオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。					
							可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上						
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				± 5	鋼橋	4 + 0.5 × (B - 2)
								橋軸方向						
							橋軸直角方向	5						
							可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差					温度変化に伴う 移動量計算値 1/2の以上		
							可動支承の移動量 注3)							

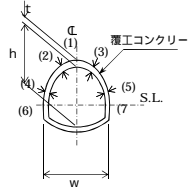
新(令和2年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由			
4	橋梁	上部	5	10	工場製作工 共通	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	± 5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。					
							可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上						
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				± 5	鋼橋	± (4 + 0.5 × (B - 2))
								橋軸方向						
							橋軸直角方向	5						
							可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差					温度変化に伴う 移動量計算値 1 / 2以上		
							可動支承の機能確認 注3)							
						支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	± 5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。					
							可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上						
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				± 5	鋼橋	± (4 + 0.5 × (B - 2))
								橋軸方向						
							橋軸直角方向	5						
							可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差					温度変化に伴う 移動量計算値 1 / 2以上		
							可動支承の機能確認 注3)							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第10編 道路編

旧(平成30年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (6) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (8) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。			
						幅 w(全幅)	-50				
						高さh(内法)	-50				
						厚さ t	設計値以上				
						延長 L					
						幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚さ t	-30				



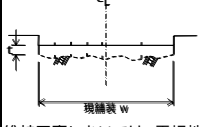
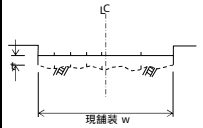
新(令和2年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (6) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (8) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。			
						幅 w(全幅)	-50				
						高さh(内法)	-50				
						厚さ t	設計値以上				
						延長 L					
						幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚さ t	-30				


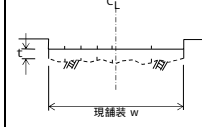
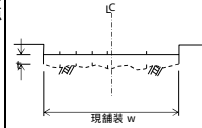


計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

改定理由
諸基準類の改定に伴う追加

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

旧(令和元年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	平均の測定値(X ₁₀)			
10	14	4	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3m707レベルメーター()2.4mm以下直読式(足付き) ()1.75mm以下				
			7		路上再生工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
					幅 w	-50					
						延長 L	-100				

新(令和2年10月版)										改定理由	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準		測定箇所
							個々の測定値(X)	測定値の平均(X)			
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3m707レベルメーター()2.4mm以下直読式(足付き) ()1.75mm以下				
			5	2	切削オーバーレイ工(面管理の場合)または標高較差(切削)のみ	厚さ t (標高較差) () (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さまたは標高較差(切削)を算出する。設計密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さまたは標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
					厚さ t (オーバーレイ)	-9					
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3m707レベルメーター()2.4mm以下直読式(足付き) ()1.75mm以下				
			7		路上再生工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
					幅 w	-50					
						延長 L	-100				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

旧(令和元年10月版)					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
4 下 層 路 盤	材 必 須		修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤 修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。
			鉄鋼スラグの水浸膨脹性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下
施 工 須	必 須	現	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が63mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上X10 95%以上X6 96%以上X3 97%以上 歩道箇所 上記又は、設計図書による
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	全幅、全区間で実施する。
5 上 層 路 盤	材 必 須		修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR80%以上アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上40で行った場合80%以上

新(令和2年10月版)					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
4 下 層 路 盤	材 必 須		修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤 修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。
			鉄鋼スラグの水浸膨脹性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下
施 工 須	必 須	現	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が63mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上X10 95%以上X6 96%以上X3 97%以上 歩道箇所 上記又は、設計図書による
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	全幅、全区間で実施する。
5 上 層 路 盤	材 必 須		修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR80%以上アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上40で行った場合80%以上

試験成績表等による確認

改定理由

諸基準類の改定に伴う修正

諸基準類の改定に伴う修正

諸基準類の改定に伴う修正

諸基準類の改定に伴う修正

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

旧(令和元年10月版)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
			鉄鋼スラグの修正C B R 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正C B R 80%以上	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時・小規模以下の工事・施工前	・MS: 初度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性初度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)
5 上 層 路 盤	材 料 必 須		鉄鋼スラグの星色判定試験	JIS A 5015舗装調査・試験法便覧 [4]-10	星色なし	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事・施工前	・MS: 初度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性初度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下		【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	12MPa以上(14日)	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事・施工前	・HMS: 水硬性初度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)

新(令和2年10月版)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由
			鉄鋼スラグの修正C B R 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正C B R 80%以上	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時・小規模以下の工事・施工前	・MS: 初度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性初度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修正
5 上 層 路 盤	材 料 必 須		鉄鋼スラグの星色判定試験	JIS A 5015舗装調査・試験法便覧 [4]-73	星色なし	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事・施工前	・MS: 初度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性初度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修正
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下		【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修正
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-76	12MPa以上(14日)	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事・施工前	・HMS: 水硬性初度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修正

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

旧(令和元年10月版)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要			
			鉄筋スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	150kg / 以上	-中規模以上の工事 施工前、材料変更時 -小規模以下の工事 施工前	-MS:粒度調整鉄筋スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄筋スラッグに適用する。 -中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 -小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装、同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)			
施 工 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上X10 95%以上X6 95.5%以上X3 96.5%以上	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	-網目め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 -網目め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 -1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡ 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合、6,000㎡ / 1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装設計施工指針(平成18年2月)				
							舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい ± 15%以内	-中規模以上の工事、定期的または随時(1回～2回/日)	-中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)
							舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μmふるい ± 6%以内		
7 セメント安定処理路盤	材 必 須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤: 一軸圧縮強さ(7日間)0.98MPa 上層路盤: 一軸圧縮強さ(7日間)2.98MPa(アスファルト舗装)、2.0MPa(セメントコンクリート舗装)。	-中規模以上の工事 施工前、材料変更時 -小規模以下の工事 施工前	-安定処理材に適用する。 -中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 -小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装、同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)				
							下層路盤: 一軸圧縮強さ(7日間)0.98MPa 上層路盤: 一軸圧縮強さ(7日間)2.98MPa(アスファルト舗装)、2.0MPa(セメントコンクリート舗装)。	-中規模以上の工事、定期的または随時(1回～2回/日)	-中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	

新(令和2年10月版)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由	
			鉄筋スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	150kg / 以上	-中規模以上の工事 施工前、材料変更時 -小規模以下の工事 施工前	-MS:粒度調整鉄筋スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄筋スラッグに適用する。 -中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 -小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装、同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)			
施 工 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-25 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上X10 95%以上X6 95.5%以上X3 96.5%以上	舗装調査・試験法便覧 [4]-25 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	-網目め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 -網目め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 -1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡ 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合、6,000㎡ / 1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装設計施工指針(平成18年2月)				
							舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい ± 15%以内	-中規模以上の工事、定期的または随時(1回～2回/日)	-中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)
							舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μmふるい ± 6%以内		
7 セメント安定処理路盤	材 必 須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤: 一軸圧縮強さ(7日間)0.98MPa 上層路盤: 一軸圧縮強さ(7日間)2.98MPa(アスファルト舗装)、2.0MPa(セメントコンクリート舗装)。	-中規模以上の工事 施工前、材料変更時 -小規模以下の工事 施工前	-安定処理材に適用する。 -中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 -小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装、同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)				
							下層路盤: 一軸圧縮強さ(7日間)0.98MPa 上層路盤: 一軸圧縮強さ(7日間)2.98MPa(アスファルト舗装)、2.0MPa(セメントコンクリート舗装)。	-中規模以上の工事、定期的または随時(1回～2回/日)	-中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	

旧(令和元年10月版)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤 10%以上 上層路盤 20%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI: 9以下 上層路盤 塑性指数PI: 9以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-18:砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上、X10 95%以上X6 95.5%以上X3 96.5%以上 歩道箇所: 上記又は、設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずした場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・工事あたりに3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001 - 10,000㎡: 10個 / 10,001㎡以上の場合: 10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡ / 1ロット毎に10個、合計20個。なお、1工事あたりに3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1-2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下		
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下		
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下		
			フィラーの剝離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-81	1/4以下		

新(令和2年10月版)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤 10%以上 上層路盤 20%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI: 9以下 上層路盤 塑性指数PI: 9以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-25:砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上、X10 95%以上X6 95.5%以上X3 96.5%以上 歩道箇所: 上記又は、設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずした場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・工事あたりに3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔(10孔)で測定する。 (例) 3,001 - 10,000㎡: 10孔 / 10,001㎡以上の場合: 10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡ / 1ロット毎に10孔、合計20孔。なお、1工事あたりに3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293,[4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1-2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下				
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下				
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下				
			フィラーの剝離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

旧(令和元年10月版)						
工程	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
3	材料 その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないしは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数回連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)、ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施行便覧参照 セミプローンアスファルト: 表3.3.4		
		60 粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 セミプローンアスファルト: 表3.3.4		
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3		
		必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時、 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき、 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日
	必須	粒度(75µmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75µmふるい: ±5%以内基準粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内		
8	プラント その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	
		ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	アスファルト混合物の耐流動性の確認 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)		
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)		
		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上、X10 96%以上X6 96%以上X3 96.5%以上 歩道箇所: 上記又は、設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10%の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10%の測定値が得がたい場合は3箇の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3箇のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたりに3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10箇(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10箇、10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10箇追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10箇、合計20箇。なお、1工事あたりに3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3箇(3孔)以上で測定する。 【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)
			その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	舗装車線毎200m毎に1回
9	施工 コンクリート	マージナル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290	目撃値の±1.5%	【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	
		ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-300	1,000㎡に1箇の割合でコアを採取して測定	【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300			
10	材料 その他	相骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片: 10%以下		
		必須	貫入試験40	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量(40)目撃値 表層: 1~4mm 基層: 1~6mm	配合毎に各1回、ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。 【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)
		リュエル流動性試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-240	3~20秒(目撃値)	【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	

新(令和2年10月版)								
工程	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由
3	材料 その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比: 2.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないしは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数回連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)、ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)		
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施行便覧参照 セミプローンアスファルト: 表3.3.4				
		60 粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 セミプローンアスファルト: 表3.3.4				
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-239	舗装施工便覧参照 ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3				
		必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時、 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき、 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないしは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数回連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)、ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	
	必須	粒度(75µmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75µmふるい: ±5%以内基準粒度				
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内				
8	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-95	アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	アスファルト混合物の耐剥離性の確認			
		ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	アスファルト混合物の耐流動性の確認 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)				
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)				
		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上、X10 96%以上X6 96%以上X3 96.5%以上 歩道箇所: 上記又は、設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10%の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10%の測定値が得がたい場合は3箇の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3箇のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたりに3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10箇(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10箇、10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10箇追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10箇、合計20箇。なお、1工事あたりに3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3箇(3孔)以上で測定する。 【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)		
			その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	舗装車線毎200m毎に1回		
9	施工 コンクリート	マージナル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344	目撃値の±1.5%	【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)			
		ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-353	1,000㎡に1箇の割合でコアを採取して測定	【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)			
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353					
10	材料 その他	相骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片: 10%以下				
		必須	貫入試験40	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量(40)目撃値 表層: 1~4mm 基層: 1~6mm	配合毎に各1回、ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。 【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)		
		リュエル流動性試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3~20秒(目撃値)	【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)			

旧(令和元年10月版)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上	[参考] 土木工事共通仕様書3-2-6-10		
			面び試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ(-10、50mm/min)8.0×10-3以上	[参考] 土木工事共通仕様書3-2-6-10		
			粒度(236μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	236mmふるい ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事・定期的または臨時、 ・小規模以下の工事・異常が認められたとき、 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で の管理が可能な工事を行い、舗装施工面積 が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層 用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が 該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で きる規模の工事を行い、同一工種の施工が数 日連続する場合で、以下のいずれかに該当す るものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基礎及び表層用混合物の総使用 量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400 ㎡以上1,000㎡未満)、 ただし、以下に該当するものについても小規 模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のもの。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい ±5%以内基準粒度	[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)		
			アスファルト量抽出程度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事・定期的または臨時、 ・小規模以下の工事・異常が認められたとき、 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試 験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上 での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積 が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層 用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が 該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で きる規模の工事を行い、同一工種の施工が数 日連続する場合で、以下のいずれかに該当す るものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基礎及び表層用混合物の総使用 量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400 ㎡以上1,000㎡未満)、 ただし、以下に該当するものについても小規 模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のもの。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)	
			1-1 路床安定処理工	材 必 須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155,[4]-158	[参考] 舗装設計施工指針(平成18年2月) 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	
			施 工 須	現場密度の測定 右記 試験方法(3種類)のい ずれかを実施する。	最大粒径：53mm 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の90%以上、又は設計図書によ る。	500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以 上、 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判 定を行う。	[参考] 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)
					ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	確認試験である。 ただし、荷重車については、施工時に用いた 転圧機械と同等以上の荷重の効果をもちつ ローラやトラック等を用いるものとする。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)
		その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ヘアリマシヤ-C)	ブルーローリングでの不良箇所について実施			
1-2 表層安定処理工(表層混合処理)	施 工 須	現場密度の測定 右記 試験方法(3種類)のい ずれかを実施する。	最大粒径：53mm 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の90%以上、又は設計図書によ る。	500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以 上、 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判 定を行う。	[参考] 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)		

新(令和2年10月版)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	[参考] 土木工事共通仕様書3-2-6-10		[参考] 土木工事共通仕様書3-2-6-10	諸基準類の改定に伴う修正
			面び試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-78	破断ひずみ(-10、50mm/min)8.0×10-3以上	[参考] 土木工事共通仕様書3-2-6-10		[参考] 土木工事共通仕様書3-2-6-10	諸基準類の改定に伴う修正
			粒度(236μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	236mmふるい ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事・定期的または臨時、 ・小規模以下の工事・異常が認められたとき、 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試 験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上 での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積 が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層 用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が 該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で きる規模の工事を行い、同一工種の施工が数 日連続する場合で、以下のいずれかに該当す るものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基礎及び表層用混合物の総使用 量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400 ㎡以上1,000㎡未満)、 ただし、以下に該当するものについても小規 模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のもの。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上 での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積 が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層 用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が 該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で きる規模の工事を行い、同一工種の施工が数 日連続する場合で、以下のいずれかに該当す るものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基礎及び表層用混合物の総使用 量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400 ㎡以上1,000㎡未満)、 ただし、以下に該当するものについても小規 模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のもの。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)	諸基準類の改定に伴う修正
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい ±5%以内基準粒度	[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)		[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)	諸基準類の改定に伴う修正
			アスファルト量抽出程度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事・定期的または臨時、 ・小規模以下の工事・異常が認められたとき、 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試 験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上 での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積 が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層 用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が 該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で きる規模の工事を行い、同一工種の施工が数 日連続する場合で、以下のいずれかに該当す るものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基礎及び表層用混合物の総使用 量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400 ㎡以上1,000㎡未満)、 ただし、以下に該当するものについても小規 模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のもの。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上 での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積 が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層 用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が 該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で きる規模の工事を行い、同一工種の施工が数 日連続する場合で、以下のいずれかに該当す るものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基礎及び表層用混合物の総使用 量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400 ㎡以上1,000㎡未満)、 ただし、以下に該当するものについても小規 模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のもの。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)	諸基準類の改定に伴う修正
			1-1 路床安定処理工	材 必 須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227,[4]-230	[参考] 舗装設計施工指針(平成18年2月) 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)		
			施 工 須	現場密度の測定 右記 試験方法(3種類)のい ずれかを実施する。	最大粒径：53mm 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度の90%以上、又は設計図書によ る。	500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以 上、 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判 定を行う。	[参考] 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	
					ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	確認試験である。 ただし、荷重車については、施工時に用いた 転圧機械と同等以上の荷重の効果をもちつ ローラやトラック等を用いるものとする。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	
		その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-264(ヘアリマシヤ-C)	ブルーローリングでの不良箇所について実施				
1-2 表層安定処理工(表層混合処理)	施 工 須	現場密度の測定 右記 試験方法(3種類)のい ずれかを実施する。	最大粒径：53mm 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度の90%以上、又は設計図書によ る。	500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以 上、 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判 定を行う。	[参考] 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

旧(令和元年10月版)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 【参考】 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)
		その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227(A)及び(B)～(E)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	
15	補強土盛工	施工必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度又は空気間隙率の規定によることできる。 【砂質土(25% 75µmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率VaがVa 15% 【粘性土(50% 75µmふるい通過分)】 飽和度Srが85% Sr 95%又は空気間隙率Vaが2% Va 10% または、設計図書による。	500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・機台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 〔締固め試験(JIS A 1210)C-D-E法〕 〔一般の機台背面〕 平均92%以上、かつ最小90%以上 〔インテグラルアプローチ構造の機台背面〕 平均97%以上、かつ最小95%以上 【参考】 補強土(テールアルミ)壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月) 道路土工・盛土工指針(平成24年4月) 道路土工・盛土工指針(平成24年7月)
18	河川土工	施工必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度又は空気間隙率の規定によることできる。 【砂質土(25% 75µmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率VaがVa 15% 【粘性土(50% 75µmふるい通過分)】 飽和度Srが85% Sr 95%又は空気間隙率Vaが2% Va 10% または、設計図書による。	築堤は、1,000mに1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)
		その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。	【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)
19	海岸土工	施工必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値。	築堤は、1,000mに1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)
		その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。	【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)
20	砂防土工	施工必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値。	1,000mに1回の割合、又は設計図書に示された値。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)

新(令和2年10月版)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 【参考】 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)		
		その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284(A)及び(B)～(E)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			
15	補強土盛工	施工必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度又は空気間隙率の規定によることできる。 【砂質土(25% 75µmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率VaがVa 15% 【粘性土(50% 75µmふるい通過分)】 飽和度Srが85% Sr 95%又は空気間隙率Vaが2% Va 10% または、設計図書による。	500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・機台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 〔締固め試験(JIS A 1210)A-B法もしくは90%以上〕 〔一般の機台背面〕 平均92%以上、かつ最小90%以上 〔インテグラルアプローチ構造の機台背面〕 平均97%以上、かつ最小95%以上 【参考】 補強土(テールアルミ)壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月) 道路土工・盛土工指針(平成22年4月) 道路土工・盛土工指針(平成24年7月)		
18	河川土工	施工必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度又は空気間隙率の規定によることできる。 【砂質土(25% 75µmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率VaがVa 15% 【粘性土(50% 75µmふるい通過分)】 飽和度Srが85% Sr 95%又は空気間隙率Vaが2% Va 10% または、設計図書による。	築堤は、1,000mに1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)		
		その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。	【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)		
19	海岸土工	施工必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値。	築堤は、1,000mに1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)		
		その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。	【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)		
20	砂防土工	施工必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値。	1,000mに1回の割合、又は設計図書に示された値。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準2

旧(令和元年10月版)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
2 1 道路 土工	施 工 必 須	必 須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	砂質土 ・路床・次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210 C-D-E法)) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210 A-B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210 C-D-E法)) ただし、JIS A 1210 C-D-E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 〔粘性土〕 ・路体: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% Va 10%又は飽和度S _r が95% Sr 95% ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% Va 8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	〔参考〕 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。 〔参考〕 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	〔参考〕 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	
			その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	必要に応じて実施。(例)トラフィカビリティーが悪い時	〔参考〕 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	〔参考〕 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ハック&スプレッド)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			
2 7 路上 再生 路盤 工	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時・小規模以下の工事・施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 〔参考〕 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	試験成績表等による確認	

新(令和2年10月版)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	改定理由 (参考図書以外、最終は非表示)	
2 1 道路 土工	施 工 必 須	必 須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	砂質土 ・路床・次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210 A-B法)) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210 A-B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210 C-D-E法)) ただし、JIS A 1210 C-D-E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 〔粘性土〕 ・路体: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% Va 10%又は飽和度S _r が95% Sr 95% ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% Va 8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	〔参考〕 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	諸基準類の改定に伴う修正	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。 〔参考〕 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	〔参考〕 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	諸基準類の改定に伴う修正	
			その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	必要に応じて実施。(例)トラフィカビリティーが悪い時	〔参考〕 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	〔参考〕 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)	諸基準類の改定に伴う修正
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284(ハック&スプレッド)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施				
2 7 路上 再生 路盤 工	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時・小規模以下の工事・施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 〔参考〕 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	試験成績表等による確認	諸基準類の改定に伴う修正	

品質管理基準2

旧(令和元年10月版)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 7 路上 再生 舗装 工	施 工 須	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上、 X10 95%以上 X6 93.5%以上 X3 96.5%以上	・断面め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・断面め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計値の範囲内	当初及び材料の変化時	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
2 8 路上 表層 再生 工	材 料 須	必 須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
			既設表層混合物のアスファルト量抽出程度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		
			既設表層混合物のふん分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				
2 8 路上 表層 再生 工	施 工 須	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・断面め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・断面め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空率率による管理でもよい。 [参考] アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	
2 8 路上 表層 再生 工	施 工 其 他	其 他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			アスファルト量抽出程度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内		[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	

新(令和2年10月版)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由 (参考図書以外、最終は非表示)
2 7 路上 再生 舗装 工	施 工 須	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-266 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上、 X10 95%以上 X6 93.5%以上 X3 96.5%以上	・断面め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・断面め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)		諸基準類の改定に伴う修正
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計値の範囲内	当初及び材料の変化時	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		
2 8 路上 表層 再生 工	材 料 須	必 須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218					
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			
			既設表層混合物のアスファルト量抽出程度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)			
			既設表層混合物のふん分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16					
2 8 路上 表層 再生 工	施 工 須	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・断面め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・断面め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空率率による管理でもよい。 [参考] アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月) 舗装再生便覧(平成22年11月)		
2 8 路上 表層 再生 工	施 工 其 他	其 他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)		諸基準類の改定に伴う修正
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)		
			アスファルト量抽出程度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内		[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)		

品質管理基準2

旧(令和元年10月版)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
30 プラント 再生 舗装工	材 料	必 須	再生骨材 アスファルト抽出後の 骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500 ¹ ごとに1回。 [参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)			
			再生骨材旧アスファ ルト含有量	舗装試験法便覧 3-9- 6舗装調査・試験法便 覧 [4]-238	3.8%以上	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)			
		ブ ラ ン ト	必 須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、 2.36mmふるい: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日・中規模以上の工事・定期的または随時、小規模以下の工事・異常が認められるとき、印字記録の場合・全数	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
	粒度(75µmフルイ)			舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75µmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、 75µmふるい: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日・中規模以上の工事・定期的または随時、小規模以下の工事・異常が認められるとき 印字記録の場合・全数	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		
	再生アスファルト量			舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、 アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。		[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		
	そ の 他		水浸ホイールトラッキ ング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57		耐水性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)			
ホイールトラッキング 試験			舗装調査・試験法便覧 [3]-39		耐流動性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)				
ラベリング試験			舗装調査・試験法便覧 [3]-17		耐磨耗性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)				
30 プラント 再生 舗装工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 締固め度は、10箇の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10箇の測定値が得がたい場合は3箇の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3箇のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10箇(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10箇 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10箇追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10箇、合計20箇 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3箇(3孔)以上で測定する。	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)			

新(令和2年10月版)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由(参考図書以外、最終は非表示)
30 プラント 再生 舗装工	材 料	必 須	再生骨材 アスファルト抽出後の 骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 ¹ ごとに1回。 [参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)			諸基準類の改定に伴う修正
			再生骨材旧アスファ ルト含有量	舗装試験法便覧 3-9- 6舗装調査・試験法便 覧 [4]-318	3.8%以上	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		諸基準類の改定に伴う修正	
		ブ ラ ン ト	必 須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、 2.36mmふるい: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日・中規模以上の工事・定期的または随時、小規模以下の工事・異常が認められるとき、印字記録の場合・全数	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
	粒度(75µmフルイ)			舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75µmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、 75µmふるい: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日・中規模以上の工事・定期的または随時、小規模以下の工事・異常が認められるとき 印字記録の場合・全数	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		諸基準類の改定に伴う修正
	再生アスファルト量			舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、 アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。		[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		諸基準類の改定に伴う修正
	そ の 他		水浸ホイールトラッキ ング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65		耐水性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)			諸基準類の改定に伴う修正
ホイールトラッキング 試験			舗装調査・試験法便覧 [3]-44		耐流動性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)			諸基準類の改定に伴う修正	
ラベリング試験			舗装調査・試験法便覧 [3]-18		耐磨耗性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)			諸基準類の改定に伴う修正	
30 プラント 再生 舗装工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-216	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 締固め度は、10箇の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10箇の測定値が得がたい場合は3箇の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3箇のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		諸基準類の改定に伴う修正	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 1.写真管理基準(まえがき)

旧(令和元年10月版)
<p>写真管理基準(案)</p> <p>1.総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>工事写真</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む)↵ — 施工状況写真↵ — 安全管理写真↵ — 使用材料写真↵ — 品質管理写真↵ — 出来形管理写真↵ — 災害写真↵ — 事故写真↵ — その他(公害、環境、補償等)↵ </div> <p>2.撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 工事名 工種等 測点(位置) 設計寸法 実測寸法 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成29年3月31日付け国官技第357号、国総公第103号)、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p>

新(令和2年10月版)	改定理由
<p>写真管理基準(案)</p> <p>1.総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>工事写真</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む)↵ — 施工状況写真↵ — 安全管理写真↵ — 使用材料写真↵ — 品質管理写真↵ — 出来形管理写真↵ — 災害写真↵ — 事故写真↵ — その他(公害、環境、補償等)↵ </div> <p>2.撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 工事名 工種等 測点(位置) 設計寸法 実測寸法 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p>	<p>諸基準類の追加</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 1.写真管理基準(まえがき)

旧(令和元年10月版)
<p>2-5 写真の編集等 (1)写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。 (2)別紙2「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」に基づく黒板情報の電子的記入は(1)の写真編集には当たらない。ただし、(1)のただし書きの補正は認めないものとする。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度) 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (3)夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (4)フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (3)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (4)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>2-8 電子媒体に記録する工事写真 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月)及び「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針(案)」によるものとする。</p> <p>3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>

新(令和2年10月版)	改定理由
<p>2-5 写真の編集等 (1)写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。 (2)別紙2「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」に基づく黒板情報の電子的記入は(1)の写真編集には当たらない。ただし、(1)のただし書きの補正は認めないものとする。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度) 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (3)夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (4)フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (3)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (4)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>2-8 電子媒体に記録する工事写真 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」及び「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」によるものとする。</p> <p>3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」を参照のこと。</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 1.写真管理基準(まえがき)

旧(令和元年10月版)
別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」
2.撮 影
2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。 ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。
2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。 (100万画素程度)
2-7 撮影の留意事項 撮撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。
2-8 電子媒体に記憶する工事写真 電子媒体に記憶する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月)及び「工事完成図書電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県)によるものとする。
3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。
4.その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。

新(令和2年10月版)	改定理由
別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	
2.撮 影	
2-5 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。 ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。	国基準と整合
2-6 留意事項 写真管理基準(案)の撮撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。	国基準と整合
3.整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1)撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容が分かるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。 (2)工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版またはA4版とする。	国基準と整合
4.その他 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。	国基準と整合

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表

					旧(令和元年10月版)					
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
1 共通編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	出来映えの撮 影 ・TS等の設置状 況と出来形計測 対象点上のプリ ズムの設置状 況(プリズムが 必要な場合の み)がわかるよ うに撮影	
						法長 右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕			
									「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
1 共通編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	出来映えの撮 影 ・TS等の設置状 況と出来形計測 対象点上のプリ ズムの設置状 況(プリズムが 必要な場合の み)がわかるよ うに撮影	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に 1回 〔締固め時〕			
						法長 幅 右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕			
										「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。

					新(令和2年10月版)					
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
1 共通編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	出来映えの撮 影 ・TS等の設置状 況と出来形計測 対象点上のプリ ズムの設置状 況(プリズムが 必要な場合の み)がわかるよ うに撮影	
						法長 右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕			
									「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	諸基準類 の改定に伴 う修正
1 共通編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	出来映えの撮 影 ・TS等の設置状 況と出来形計測 対象点上のプリ ズムの設置状 況(プリズムが 必要な場合の み)がわかるよ うに撮影	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に 1回 〔締固め時〕			
						法長 幅 右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕			
										「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表

旧(令和元年10月版)							新(令和2年10月版)						
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由			
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件					
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 (掘削中)	代表箇所 各1枚	出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影				
						法長 右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 (掘削後)					「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 (掘削後)	
			3		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 (巻出し時)	代表箇所 各1枚	出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影				
		4	締固め状況	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		転圧機械又は地質が変わる毎に1回 (締固め時)	「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。						
						法長 幅 右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 (施工後)						
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 (施工後)						
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。				諸基準類の改定に伴う修正		

新(令和2年10月版)							旧(令和元年10月版)						
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由			
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件					
			2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 (掘削中)	代表箇所 各1枚	出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影				
		4 道路土工	法長 右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 (掘削後)		「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 (掘削後)							
			3		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 (巻出し時)	代表箇所 各1枚	出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影				
		4	締固め状況	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		転圧機械又は地質が変わる毎に1回 (締固め時)	「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。						
						法長 幅 右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 (施工後)						
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 (施工後)						
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。				諸基準類の改定に伴う修正		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表

旧(令和元年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所につき1回 (打込後)	代表箇所 各1枚	
						深度	1施工箇所につき1回 (打込前後)		
				2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、又は 施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1回 (施工厚さ 施工中) (幅 施工後)	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所につき1回 (施工後)	代表箇所 各1枚	

新(令和2年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所につき1回 (打込後)	代表箇所 各1枚		
						深度	1施工箇所につき1回 (打込前後)			
				2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、又は 施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1回 (施工厚さ 施工中) (幅 施工後)	代表箇所 各1枚		新工種追加
						ただし、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。				
						ただし、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。				
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所につき1回 (施工後)	代表箇所 各1枚		
						ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。				